

第 1 回 大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会 議事録

【日時】平成 25 年 8 月 8 日 14:00~16:00

【会場】プリムローズ大阪 3 階 高砂の間

【出席委員】

| | |
|-------------|------------------------------|
| 嵐谷 安雄 | 一般財団法人 大阪府身体障害者福祉協会 会長 |
| 今井 清継 | 日本チェーンストア協会関西支部 事務局次長 |
| 大竹 浩司 | 社団法人 大阪聴力障害者協会 会長 |
| 小田 昇 | 関西鉄道協会 専務理事 |
| 楠 敏雄 | 障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議 議長 |
| 酒井 政夫 | 大阪興業協会 常務理事・事務局長 |
| 柴原 浩嗣 | 一般財団法人 大阪府人権協会 業務執行理事 兼 事務局長 |
| 城本 徹夫 | 一般財団法人 大阪視覚障害者福祉協会 副会長 |
| 杉本 信仁 | 一般財団法人 大阪外食産業協会 専務理事 |
| 田中 直人 (部会長) | 島根大学大学院 総合理工学研究科 特任教授 |
| 高橋 祥治 | 一般社団法人 大阪府建築士事務所協会 副会長 |
| 西田 多美子 | 公益社団法人 大阪建築士会 評議員 |
| 西平 勝子 | 社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会 副理事長 |
| 三星 昭宏 | 関西福祉科学大学 客員教授 |

○府よりバリアフリー法と福祉のまちづくり条例について説明（資料1及び資料2）

○委員

点字資料の間違いについて。資料-5 乗降客数 10 万人のところがおかしいのでは。

○事務局

点字資料作成の際の間違いです、大変申し訳ありません。

○委員

通学路の歩車道の分離、安全対策、無灯火自転車の話は、道路交通法の関係になるのではないか？いま盛んに報道されている歩道の自転車事故も重なってくると思うんですが、こういった議論はどこでするのか？この場と違う場所で？

○事務局

議題2でもご説明差し上げたいが、道路交通法の範疇となり、大阪府としては交通道路室が別の施策を対応しており、この場ではなく別の場で議論することとなります。

○府より府内のバリアフリー状況について説明（資料3及び資料4）

○委員：府内5,000人以上の実績は？

○事務局

90パーセントです。

○委員

残り10パーセントが問題。この部分を一覧表にして表せばどうか。

○事務局

訳ありの駅のはずであるが、それはそれとして一定分析をして問題提起しておくことは大事。

○委員

新しい課題に対する対応をどこで行うべきか。条例の今の体系では吸収しきれないものもある。神社・仏閣など歴史的建造物に対するバリアフリー化の検討が著しく遅れている。この対応はこの審議会・部会で行うのか？

○部会長

歴史的価値のある神社・仏閣などをバリアフリー対象とすることは大変難しいが、デザインとしてなじませるなどといった配慮をする手法はある。この会議だけでなく観光UDや世界遺産UDなど幅広くに検討すべき。

○委員

世論を醸成していけないといけない。規制が邪魔になっているが…国に働きかけていかねばならない。府下にどれだけあるのかまず調べてみること。

○委員

アベノハルカスやグランフロント、大きなプロジェクトが進むが、計画の初期段階から当事者が参画していないため、使い勝手が悪い。条例などで当事者参画の仕組みづくりができないか。

○事務局

当事者参画の仕組みとしては、バリアフリー基本構想策定に当たり、法定協議会を設置することができるという規定がある。それ以外については当事者参画の仕組みがないのが実態。

○委員

いくつかの市町村の基本構想にかかわっているが、建築物のバリアフリー化を避けているようであり、決して推進しているとは言えない。基本構想がないケースを考えていかなければいけない。

○部会長

ビッグ・アイなど、逆に当事者参画が上手くいった事例を研究していくことも大事。

○委員

合理的配慮について。改正障がい者基本法の議論の時に、条文から「可能な限り」を削除するように要望したが、結果的に残された。今日の資料にも「負担が大きすぎないときには」と書かれているが、安易に表現が用いられているのが気になる。無人駅なども安全対策のための代替措置が過重な負担ということで実施しなくてよいということになれば、困っているものには生命にかかわること。

○委員

無人駅について、すべての時間帯において駅員を配置することが望ましいと言うことはわかっているが、事業者としては、昨今の乗客数の減少の中、経営判断のためにやむを得ないと判断して実施したものをご理解いただきたい。無人駅化された駅においては、何かあった時のためにインターホンを設置しているので、ご利用いただきたい。

○委員

もちろんパーフェクトに配置するのが望ましいが、現実はそのばかりも言っていられないと言うこともわかっている。今後何ができるのかを当事者も含めて一緒に議論する場を持って欲しい。

○部会長

オール・オア・ナッシングではなく、それぞれの立場から何らかの知恵を出し合いながら検討していくべき。

○委員

先ほどの府内のバリアフリー化進捗率の説明で55パーセントとのことだが、当方はスーパーの団体。我々としてもどんな状況なのか参考にしたいと思っているが、

- ・スーパーだけの数字がどのくらいかということと、
 - ・このデータを知る方法があるか
- という2点を聞きたい。

○事務局

府内の建築物のバリアフリー化率は、今回初めて算出し、公表したもので、用途別に細分化して算出が可能かも含めて、次回の宿題とさせていただきます。

○委員

了解した。

○部会長

事務局よろしく。

○委員

建築物のバリアフリー化率については、公的建築物と民間施設などもわかるようであれば、基本構想の継続協議会においても大変重要。スーパー業界は概して積極的。しかしあるスーパーが、基本構想のスパイラルチェックのときに入店を拒否したそう。あるいは、継続委員会への市からの委員就任を拒否したところもある。おそらく店長に経営上相当の最良が与えられているために、経営状況によっては対応しきれないという場合もあり負のスパイラルに陥っているケースだと思われる。

○部会長

私も今一緒にユニバーサルデザイン化に取り組んでいるスーパー業者は、非常に前向き。いろいろな配慮に取り組むことによって企業イメージも向上する。前向きなところは非常に積極的である。いい事例を世間に紹介して取組を周知していけば、先ほどの悪い事例がよりクローズアップされることにもなる。数値や率の進捗も重要だが、質の進捗向上も必要。ハードのバリアフリー以外の、ソフト・サービスの仕方、心のユニバーサルデザインの取組は大変重要。

○委員

福まちははじめ、食の安全、防災などいろいろな切り口で加盟各社の取組を共有する機会を持ち、いい事例をなどはお互いに競い合うような場面もある。

○委員

私は視覚に障がいがあるが、昔の個人商店はどこにどんなものが売っているかがすぐにわかってよかった。今のスーパーに行くと、それがない。店員に買いたいものがどこにあるか聞いても、忙しいのか「何番の通路のあのへん」と指を差すだけのときもある。

○委員

ご指摘の件は、スーパーはセルフサービスという業態であるがための弱みである。先ほど田中部会長からも会ったように、数値の進捗だけでなく、質の進捗も大事であると認識しており、質の進捗についてはサービス向上に関して研修等を実施しているところなので、ご理解いただきたい。

○府より第1回審議会の意見について説明（資料5）

○委員

第1回目の審議会の意見の説明があったが、言っていなければ大事なことなのでっておきた

い。知的障がい、発達障がい者への配慮については大変大事なことである。

○委員

知的障がい者は外観からはわかりにくいので、どんな状況においても確実に情報が入手できるような環境づくりに配慮してほしい。情報は記号化されたものもいい。歩道は自転車で走ってはいけないのであれば、どこを走ったらいいかわからないので、自転車の通行する線を引いてもらうような配慮を。駅の券売機などは、障がい者は「半額」となっているけど、元はいくらの半額で、いくらになるのかわからない。階段にまで広告が氾濫するようになってきているが、肝心な情報が埋もれてしまっていてわからない…など。重要な情報はマークなど統一してほしい。先ほどからも意見が出ているように、施設を作るところから当事者を参画させてほしい。

○委員

災害時・緊急時の取り組みについて、先ほど第1回審議会の意見に対して、福まち条例の対象外と言ったような説明の説明があったが、今防災に関する部会を設置し短期的な取組として検討を行っており、平常時以外のパニック時にマンパワーになるような誘導が欲しい。府内関係部局はどこになるか。

○事務局

危機管理室。ご意見の趣旨についてはお伝えする。

○委員

当事者参加は大変重要。銀行のATMにおいて、機械操作に不都合があったときに、インターホンのボタンを押しても、相手が反応しているのかわからない。これについての改善を銀行協会に連絡してもらったりしているが、その対応としてそれぞれの団体は「対応する」と言うものの、実際のところでは対応が難しい場合がある。また、障害者基本法のように新しい法律ができて、それを一般の方がどれだけ知っているか。「基準として義務付け」と言う形で守らせることだけでなく、今日集まっていたいただいた方々それぞれが所属に持って帰ってもらって話をしたい。

○委員

理美容の店で、車いすの方の入店拒否と言った事態がある。ビル自体にはEVもあるようだが、店に入れないことになっている。店側としては、ハサミやカミソリを使うので車いすの方にとって危ないと言うのが理由のよう。「これは差別である」という明確な根拠がない中で、これは営業上必要な対応だと言われるとそれ以上どうしようもない。ハード面のバリアフリーは進んできたが、ソフト面でどこまで進んでいるか。条例上は努力義務として「啓発」や「学習」も対象になっているのでは。ハード面の目標値を検証することも必要であるが、それら啓発がどこまで進んでいるかも確認する必要があるのでは。

○部会長

関連する事項でもありますので、資料6（障がい当事者の意見について）を事務局から説明してください。

○府より障がい当事者の意見について説明（資料6）

○部会長

8月1日に国のバリアフリーネットワーク会議で障害者差別解消法に関することも議題となっており、何かご報告いただける内容はありますか。

○委員

「障害者差別解消法」の概要から説明します。(追加資料 国交省の公表資料) 障害者基本法第4条で基本原則として「差別の禁止」が謳われていますが、第1項で障がい者を理由として差別することを禁止しています。これは、みんなが「差別はやっちゃダメ」だということは理解しやすい。これは、国・地方公共団体、民間事業者とも法的に義務を負うものです。第2項の「社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止」、即ち「合理的配慮の不提供の禁止」をどのように理解するかが難しい。国・地方公共団体には法的義務が課されますが、交通事業者を含めた民間事業者には経営上の問題もあり、努力義務とされています。交通局は公的機関であるので義務です。向こう3年間、やってみて修正をかけようということですね。資料の1番下の部分Ⅱ差別を解消するための支援措置のところ新しい仕組みが載っていますが、紛争問題に行く前に2行目にある「地域における連携」のところ、「障害者差別解消支援地域協議会」という組織を自治体によって、協議会の場で苦情等の処理に当たろうとするものです。協議会の場で障がい当事者から出される苦情の多くは、合理的配慮の不提供禁止にかかるもののおそらく多いと考えられます。それをこの協議会の場で処理に当たろうというもの。先日の国交省の会議では、この部分の国交省の見解としては、法律の所管である内閣府のこれからの整理を待って対応を検討する、ということになっています。要は、よくわからないと言うところが本音のようです。これは私の私見ですが、基本構想策定の現場なんかで感じることは、「直接差別はよくない」と言うことはみんな理解していて、それにあとバリアフリー法や条例で求めているエレベーターやエスカレーターなど基本的な環境整備を行う、この2つだけをやればうまくいくかということ実はそうではなくて、当事者の方から出される多くの意見はこの合理的配慮の不提供に関するものが多いんです。これから向こう10~20年、新たな段階におけるバリアフリー化のレベルを上げるものとしてこの合理的配慮の不提供禁止について前向きに取り組んで行こうではありませんか。以上です。

○委員

最後に、ひとつだけ。日本福祉のまちづくり学会の小委員会で、「子育て・子育てバリアフリーガイドブック」を作成して、これが好評。ぜひ自治体のみさんにも紹介したいので、よろしく。

○事務局

福祉部の子育てセクションに紹介します。

○事務局

本日はありがとうございました。

いただいた意見については、

- ・当事者参画の仕組み、
- ・駅舎等の安全対策、
- ・情報発信のあり方、
- ・ハードだけでなくソフト面の心のバリアフリーのあり方、
- ・知的・精神・発達障がい者の配慮、
- ・障がい者差別解消法の関連、
- ・啓発のありかた

など、たくさんの貴重なご意見を賜り感謝しております。

今後は、事務局において短期的・中長期的取組に分けて整理したいと考えております。次回は、都市施設の現状と課題についてご議論願いたいと思いますので、よろしくをお願いします。